公益社団法人　北海道社会福祉士会

機関紙　かわら版　No.59　2021.12

海外の方が撮影した美瑛町白金青い池です。

目　次

1	会長ご挨拶	2
2	社会福祉士が抱える葛藤とこれからの実践	3～4
3	新人社会福祉士の紹介	5
4	ベテラン社会福祉士の視点	6～7
5	地区支部からのお知らせ	8～9
7	ブレイクタイム（ナンプレ③）	10
	事務局からのお知らせ	10

―　会員の動向（10月31日現在）　―

○総会員数　1,847名
○入会率　15.61％
○新入会員数（転入含）　85名（累計）
○退会員数（転出含）　17名（累計）

発行人　出町　勇人
発行所　事務局
編　集　企画総務委員会
（委員長　綱渕　美穂）

―　会員の皆様へ　―

LINE公式アカウント（旧LINE@）、
公式Facebook未登録の方は
ぜひご登録ください。

LINE公式アカウント
（旧LINE@）

公式Facebook（フェイスブック）
（https://www.facebook.com/hokkaidocsw/）

〒060-0002
札幌市中央区北２条西７丁目 かでる2.7　４階
TEL.011-213-1313　FAX 011-213-1314
メールアドレス　info@hokkaido-csw.or.jp

UD FONT　ユニバーサルデザイン（UD）の考え方に基づき、より多くの人に見やすく読みまちがえにくいデザインの文字を採用しています。

【会長ご挨拶】

公益社団法人北海道社会福祉士会

会長　出　町　勇　人

寒さが厳しくなってまいりましたが、みなさまいかがお過ごしでしょうか。

ほんの２か月前に前号でごあいさつさせていただいたばかりで、今号でも寄稿をということで大変戸惑っておりますが、せっかくの機会ですので、わたしがいま関心を寄せている「ポジティヴヘルス」のことを書いてみようと思います。

このポジティヴヘルスに出合ったのは、２年前の2019年に職場の海外研修プログラムで派遣されたオランダでした。当時在職していた札幌市豊平区保健福祉部では、生活保護受給世帯の成人の健康管理と子どもの進学に対する支援が課題として挙げられていました。そこで、国民のヘルスリテラシー（健康について意思決定できる能力）や子どもの幸福度が高いことで知られるオランダの事例に学ぼうと思ったのです。

ポジティヴヘルスの考え方のポイントは、健康を決定するのは医療者ではなく、あくまでその人本人であるところです。また、健康とは状態ではなく、変化させることができる能力であり、健康は意味のある人生を送るための手段に過ぎないといいます。

そしてポジティヴヘルスに根差した支援を行うために開発されたのが、クモの巣と呼ばれるツールです（右上図）。健康の要素を「身体の状態」「心の状態」「いきがい」「暮らしの質」「社会とのつながり」「日常機能」という６つの大きな軸に分類しています。これを見て、健康要素の幅広さに驚きませんか。わたしたちは、健康というと身体や精神、とくに病気の有無に意識が向きがちですが、先ほど述べた、健康は意味のある人生を送るための手段と考えたとき、これだけの要素があるのは自然なことだと納得できます。

このクモの巣は、自己省察と対話というプロセスで用いられます。まず、クライエントはクモの巣で自己の状態をマッピングします。次に、クモの巣を見ながら支援者は次のような問いかけで対話をします。「ここから気づいたことは何ですか？」「いまあなたにとって重要なことは何ですか？」「あなたは何をしたいですか？」「あなたは何ができますか？」「どのような支援があればできますか？」このようにクライエントの自己決定を促します。このプロセスを一定期間おいて繰り返し行うことで、さらにクライエントの気づきが深まります。

またポジティヴヘルスは、支援する側にもクモの巣を用いた自己省察を薦めています。支援者が「健康は自己決定するもの」という本質を体得していなければ、正しい支援ができないという考えからです。

オランダではポジティヴヘルスが対個人の支援だけではなく企業やNPO、州、国の政策にまで浸透しています。日本においても実践の取り組みが広がり始めました。今後の展開に期待したいと思います。

【社会福祉士が抱える葛藤とこれからの実践　～意思決定支援の方法～】

公益社団法人北海道社会福祉士会
副会長　岩　佐　宏　希

平成26年１月、日本は国連の採択後国内法の整備をおこない、国際人権法に基づく人権条約である「障害者の権利に関する条約」を批准しました。この条約は障害者が他の人々と同様の法的能力を有するという前提に立ち、障害者自身を主体的に捉え、本人自身の意思決定を支援していくことを求めています。当事者の能力の程度ではなく、ひとりひとりの能力に応じて支援を受けるための体制を整えることを国の責務とし、その対象は単に障害手帳を取得している人たちに限らず地域社会において何らかの障害が生じているすべての人たちを対象としています。

ここで意思決定支援という用語の定義についてご紹介します。厚生労働省のガイドラインには、「意思決定支援」とは自ら意思を決定することに困難を抱えるものが、日常生活や社会生活に関して自らの意思が反映された生活を送ることができるように、可能な限り本人が自ら意思決定できるよう支援し、本人の意思の確認や意思及び選好を推定し、支援を尽くしても本人の意思及び選好の推定が困難な場合に、最後の手段として本人の最善の利益を検討するために行う支援の行為及び仕組みであると示されています（厚生労働省：平成29年）。

障害者の権利に関する条約の批准後、国からは意思決定支援にかかわるガイドラインが出され（後に関連するガイドラインをご紹介します）、日本社会福祉士会においては、基礎研修Ⅲの権利擁護・法学系科目の中で「意思決定支援」にかかわる学習を盛り込み、意思決定支援の７つの原則をまとめています。第１原則は本人参加、第２原則はチームによる支援、第３原則は本人主体、第４原則は話し合いの保障、第５原則は実行と見直し、第６原則はプロセス重視、第７原則は判断根拠の明確化です。その上で意思決定支援の実践の在り方として、「ソーシャルサポートネットワーク分析マップ」や「意思決定支援プロセス見える化シート」などのツールが開発されてきました。

私たちの社会福祉実践において日々の実践を振り返ってみると現実との葛藤に悩まされる場面は多々みられるのではないでしょうか。「本人の意思尊重」と「本人の保護」との狭間で悩むこともたくさんあります。例えば支援者や地域の方からみて在宅生活が困難であることが明らかな本人が在宅生活を強く希望している場面、支援者からみて明らかに無駄と思われるお金を使ってしまう本人の支援の場面などがあるでしょうか。また、「意思決定が困難な本人」にとって最善の選択は何かと悩むこともたくさんあります。例えば、明らかに意思疎通が困難な本人の施設入所先を選択する場

面、意思疎通が困難な本人にとって最善と思われる医療を選択していく場面などがあるでしょうか。さらに直近の出来事でいくと新型コロナウイルス感染拡大の影響で人と人との接触が制限される中で病院や施設に入院、入所している本人に面談することができずに本人の意思確認もままならずに悩む機会が増えました。私も日頃の支援の中で意思決定支援とはどのようなものなのか、本人の人生を大きく左右する決定の場面でどのように支援をしていくべきなのか葛藤や問題意識をもっています。

私たち社会福祉士の実践は倫理、価値、知識に基づいたものです。本人の生活歴や価値観を把握し、丁寧にアセスメントをおこなった上で、本人の判断能力に応じたコミュニケーションに配慮し、本人が選択するのに必要な複数の情報をその後のイメージができるようにコミュニケーションには時間をかけ、揺れる気持ちに丁寧に対応していることでしょう。社会福祉士が抱える葛藤は、社会福祉士の倫理、価値、知識に誠実に向き合っているからこそ生じるものであり、それらを実践に置くことが解決への道しるべとなります。そして社会福祉士は自身の考えのみではなく、支援者間の連携を意識し、カンファレンス等で話し合いの機会を設けながら支援方針を決定しています。その方法がパターナリズムを排除し、社会福祉士として抱える葛藤を解消する要因となります。意思決定が困難な本人の最善の決定をしていくプロセスについても支援者間での話し合いの機会を持ち、丁寧に記録をとって根拠を示していくことが重要になってきます。

本人が何らかの事情により話し合いに参加できない場合には、その根拠を示しながら対応し、本人に丁寧に説明をしていくことが重要になります。人は重要な決定をしていくときに気持ちが揺れ動くものです。その揺れに寄り添い時間をかけて支援していくことがとても大切です。これらのことは私たちが社会福祉士だからこそできることではないでしょうか。そして支援に悩み立ち止まるときに道しるべとなるものが社会福祉士同士のつながりなのではないでしょうか。

最後になりますが意思決定支援についてこれまでに示されているガイドラインを皆様にご紹介します。ぜひご一読ください。

・障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン
（厚生労働省：平成29年３月策定）
・認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン
（厚生労働省：平成30年６月策定）
・人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン
（厚生労働省：平成19年策定・平成30年３月改訂）
・身寄りのない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン
（厚生労働省：令和元年５月策定）
・意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン
（意思決定支援ワーキング・グループ：令和２年10月策定）

【新人社会福祉士の紹介】①

氏名：越智　純平

所属：オホーツク地区支部
興部町介護支援課
介護予防係　主事
興部町福祉保健総合センター「きらり」
地域包括支援センター

札幌で生まれ、札幌で育ち、気づけば突然オホーツクの興部町にいました。

まだ見ぬ興部町を目指し、車で何時間もかけて面接に来たのは今でも良い思い出です。社会福祉士として直営の地域包括支援センターに採用されて今年で４年目となります。

福祉資源の地域格差があることを知り、地方の資源開発に携わることが出来るよう地方の職場を探していました。結果として興部町の地域包括支援センターに就職しましたが、自身の技量不足もありなかなか理想としていた地域資源開発を行えていない状況です。

普段の業務としては、相談対応や予防支援事業所の業務を行いつつ権利擁護業務に取り組んでいます。興部町における虐待対応や成年後見のマニュアル作成や、町民の権利擁護意識の向上を目的とした講習会の企画を準備中です。

働き始めて４年目、社会福祉士会に所属されている皆様からすれば、まだまだ新人ではございます。社会福祉士としての活動も満足にできていないのが現状です。社会福祉士として活躍されている皆様に少しでも追いつくべく、技術の研鑽に努めていきたいと思います。今後、お仕事などでご一緒することがございましたらご指導ご鞭撻のほどよろしくお願いいたします。

【新人社会福祉士の紹介】②

氏名：橋本　千尋

所属：十勝地区支部
幕別町役場

中学生の時、よく相談を受けました。その頃漠然と、「得意な事を仕事にしたい。」と思い、カウンセラーの道を志しました。しかし実際は、北海道大学文学部へ進学。直感で“面白そう”と感じたのは、「社会心理学」でした。

大学ではある教授から、『「福祉」は稼げないから、辞めた方がいい。』と言われ、色々考えました。また上野千鶴子氏『ケアの「社会学」』の授業やジェンダーの授業が忘れられない自分がいました。

私はこれまで、こうした、心が動いた“瞬間”を大切にして生きています。紆余曲折あり、地方公務員の行政職員になりました。地方の行政職員は“安心社会”と感じると共に、疑問に思う事も多くあります。

現在は、育児休業中であり、「育児休業中も成長を止めたくない。」という想いから、日本社会福祉士会への入会を決めました。

最近、思い立って、映画『護られなかった者たちへ』を観ました。生活保護に対し、様々な想いが駆け巡りました。

これからも、ソーシャルワーク専門職のグローバル定義や、社会福祉士の倫理綱領に基づいて、強く、しなやかに“思考”できる社会福祉士になりたいです。ご縁を生かして、日々、精進したいと存じます。

初めましての方々ばかりですが、ご指導ご鞭撻のほど、よろしくお願いいたします。

【ベテラン社会福祉士の視点】①

「私の指標」

氏名：木嶋　加寿美

所属：釧根地区支部

社会福祉法人べつかい柏の実会

私が福祉の道を目指し大学にいたころ、授業で聞いた言葉が、今もなお、自分の福祉観に大きく影響するとは考えてもいませんでした。

日本の社会福祉の父と呼ばれた糸賀一雄氏は、戦後の混沌とした時代に知的障がいのある戦争孤児のための保護施設近江学園を創設され、「この子らを世の光に」という言葉を残されました。

大学の授業では「この子らに」と「この子らを」ではまったく意味が違うと教えられ、当時は深く考えることもなく聴いていました。後で知ったのですが、この違いこそが大切な部分であり、障がいがあってもその子なりの光を放っており、どんな弱い光でも感じ取れる世の中になることこそが大切であるという思いが込められていたのです。まるで、弱者が平気で切り捨てられていく時代の到来を予見していたのではないかと考えますが、それ以上に「この子らを世の光に」という言葉が普遍的で、福祉の本質であることに気づかされます。

大学卒業後、愛知県の知的障害者施設に勤めました。実はこの施設も糸賀氏の福祉の思想を受け継いだ施設でした。1980年代後半、巷ではノーマライゼーションが叫ばれ、障がい者福祉も「施設から地域へ」の考えのもと、その施設でも障がい者グループホームを設置し、私も世話人として地域生活支援に携わりました。障がいの重い人たちのホームであったことから、親施設に勤める夫と共にホームに住み込み、当たり前の暮らしを求めて６年間共同生活を送りました。利用者の一番身近な存在として、笑いあり涙ありの充実した日々でした。

この頃愛知県では、全国に先駆けてグループホーム連絡会が立ち上がり、他の法人との連携により、多くの実践者と悩みや課題を共有することができ、ここでの事例の蓄積は、その後の全国でのグループホーム運営にも大いに生かされていくことになります。

グループホームでの共同生活はオンオフの境目がなく苦労もありましたが、入所施設では経験できなかった地域とのつながりやご近所の支え、利用者との関係や支援の在り方、障がいがあっても当たり前に地域で暮らせることの意義など、本当に多くのことを学びました。そして、支援者は、当たり前の感覚を持つ専門職であるべきと考え、社会福祉士の資格を取得する道へ進みました。

平成11年に夫と共に私の故郷別海町にUターンし、現在も障害者支援施設に勤務しています。

今時代は大きく変わろうとしていますが、「この子らを世の光に」が照らす未来を見失わないよう、これからもしっかりと歩んでいきたいものです。

【ベテラン社会福祉士の視点】②

「まだまだ…」

氏名：湯淺　弥

所属：道南地区支部

NPO法人　小呂野　ゆあさ社会福祉士事務所

90歳を超えるタキミカさんは現職のフィットネスインストラクターとして「年齢は単なる数字」と話され、また、先日亡くなられた柳家小三治師匠は、あれだけ人を魅了する噺家でありながら晩年ですら自らの芸を「まだまだ…」と話されていた。彼らから見ればまだまだ「はなたれ小僧」である私が「ベテラン」という冠がついた文章を書くのは正直気が引ける。ただ、「年齢は単なる数字」だとしても数字上は否が応でも「ベテラン」の域になってしまうので、思うところを書いてみたい。

私は50歳の時に、卒業以来四半世紀程生業としていたMSWを辞め、独立型社会福祉士事務所を開業し、その後、特定非営利活動法人を立ち上げ現在、五人と一匹のスタッフで事務所を運営している。

独立・開業して10年を超え、事務所開設当初には想像もしなかった業務展開となっている。具体的には成年後見制度での法人後見であり、刑事司法分野での「社会福祉士」としての支援である。そして、それぞれの業務に社会福祉士としての「専門性の体現化」が常に求められていると感じている。

先ず、成年後見人としては、専門職後見人としての社会福祉士の実践が求められる。「意思決定支援」がとりわけ重要とされる成年後見制度。社会福祉士としての価値・倫理を常に考え、そして、援助技術を駆使しながらより良い支援を考えている。

また、刑事司法においては、近年、特に福祉的支援の重要性が求め、認められている中で、「社会福祉士としての見解」や「社会福祉士としての専門的支援」を言語化・体現化することがここでは求められる。

「ベテラン」と言われるつい最近まで、社会福祉士として「愚かな実践」をしていた私としては、これらに対し到底すぐに対応できるハズもなく、ただただ、社会福祉士としての自分自身の未熟さや無知、倫理観の至らなさを今更ながら日々嘆き、強く感じるばかりである。

従って、「ベテラン」として偉そうに後輩の方々に誇れる視点や伝えられる言葉などあろうはずがない。ただ、あえて言えることがあるとしたら、湯淺と「同じ轍を踏まない」よう、経験年数や年齢にとらわれることなく「専門職としての日々の研鑽を怠らないようにしてもらいたい」という言葉になるだろう。想像をはるかに超えるスピードで、年月は経ってしまうものである。

「ベテラン」と言われる域に達しながらも日々、無知・無力に恥じ入りながら、「年齢は単なる数字」という捉え方、そして、「まだまだ…」という謙虚さ…その言葉を重く感じている今日この頃だ。

【地区支部からのお知らせ】

【道央地区支部】

今後の研修会

１月29日㈯10時50分～ 15時40分

災害支援推進セミナー

「要援護者支援のための災害救助法と支援制度の『知識の備え』」

講師：北海道保健福祉部

総務課危機管理係長　嘉多山　裕史　氏

「社会福祉士会における災害支援活動と活動方針」

講師：北海道社会福祉士会

道央地区支部事務局長　柏　浩文

「災害とトラウマ」

講師：札幌学院大学心理学部

教授　菊池　浩光　氏

３月５日㈯10時～ 12時　会員サロン

「今、放課後等デイサービスの現場では―児童養護施設からの立ち上げ―」

講師：合同会社アッサンブラージュ

代表　石塚　晶子　氏

３月26日㈯９時30分～ 11時

社会福祉セミナー

「寄り添う支援―専門職として人々の生活困難にどう向き合うか―」

講師：立教大学コミュニティ福祉学部

教授　木下　武徳　氏

詳しくは、道央地区支部ホームページをご覧いたたき、ご参加ください。

【道北地区支部】

道北地区支部では、今年度に入ってから各種研修・勉強会等をオンラインで実施してきています。さる10月７日には、子どもに関する課題などを話題としたWeb勉強会・意見交換会を、オンラインにて実施いたしました。12月にも、Web勉強会・意見交換会、地域包括支援センター職員評価シート研修、上川北部ブロック研修などをオンラインにて実施する予定としております。

【道南地区支部】

道南地区支部では、10月29日㈮定例学習会をオンライン（Zoom）にて行いました。学習会では、ゆあさ社会福祉士事務所 湯浅 弥 氏を講師に「司法と福祉の連携」について、知的障害や認知症等によって犯罪を犯してしまった当事者を擁護し、福祉的支援につなぐための活動について日々の業務を交えながらわかりやすくお話しいただきました。

参加した方々も興味・関心を持って講師のお話しに聞き入り、新たな「学び」を得た学習会となりました。

社会福祉士の資質向上につながるよう、今後も会員の皆さまの「学び」になる定例学習会を企画して参ります。

【日胆地区支部】

11月21日に、北海道アイヌ協会常務理事の加藤様をお招きし、「アイヌ民族の歴

史～権利擁護の視点から～」と題し、権利擁護セミナーを開催しております。基本的人権と権利擁護について、先住民族であるアイヌ民族が虐げられてきた歴史、権利確立に向けた活動についてお話をいただいております。私たちが生活する地域の過去、そして未来を見据えた実践が問われるとともに、専門職業人として地域共生社会、多民族との共生についても改めて考えさせられる研修となりました。

【十勝地区支部】

11月６日、講師に社会福祉法人愛川舜寿会の馬場拓也氏をお招きし「地域とつながりのある暮らし～ミノワホームの実践から～」をテーマに、オンラインで社会福祉セミナーを開催し45名の参加。社会福祉士のみならず、さまざまな職種の方も参加し学びを深めることができました。また、初めての試みであるソーシャルワークカフェ（オンライン）を開催し、10名の方が参加。生活困難者支援委員会の取り組みについて話題提供し、参加者からも普段気になっていることなどが議題として出されました。アットホームな雰囲気の中、非会員の方も参加され、気軽に語れる場づくりとなりました。次回12月を予定しています。

【オホーツク地区支部】

10月30日、11月27日に、ぱあとなあ登録者向け研修会を行っています。今後は、虐待ソーシャルワーク研修を令和４年２月22日に企画しています。今年は、集合とZoomのハイブリッド開催を予定していますので、奮ってご参加ください。また、権利擁護セミナーや会員学習会についても企画しておりますので、詳細が決まり次第お知らせいたします。参加希望の方はお早めにお申し込みください。

今年も一年ありがとうございました。来年も様々な研修を予定しておりますので、ご参加いただけると幸いです。

【釧根地区支部】

11月20日に『「ソーシャルワーク研修」～社会を動かすマクロソーシャルワークの理論と実践～あたらしい一歩を踏み出すために～』開催。

12月11日に『高齢者虐待研修』を開催し、各分野における虐待対応の取り組み発表を伺い、地域全体『虐待』にどう向き合うかを一緒に学ぶ予定です。

12月４日には『道東社会福祉士のつどい』も予定されています。

いずれもオンライン開催となっています。「久しぶりに顔を会わせたい」という声もあり、開催方法は悩ましい問題です。オンラインは遠方の方にとっては気軽に参加できるメリットもあり地域格差は減ったと感じています。開催方法は今後も悩みながら役員で検討していきたいと思います。

【ブレイクタイム（ナンプレ③)】

空いているマスに１～９の数字を埋め、Ａ～Ｃに入る数字を当てはめ、福祉に関係する年号を答えてください。答えを応募していただくと、正解した会員の中から３名の方に景品をプレゼントします。

	6	8	1		9			3
	7		4	6		9	1	2
9	1			7		8		6
	9	1	3	5	7	C		4
8		6	9	1	2	3		7
3			8	4	6	2	9	
1		9		3			6	8
7	3	5		8	4	A	2	B
6			2		1	7	3	

【ルール】

・タテ、ヨコ、３×３の小さなマス内に１～９の数字が入ります。
・タテ１列、ヨコ１列には、同じ数字が入りません。
・３×３の小さなマスにも同じ数字は入りません。

【答え】

Ａ Ｂ Ｃ ８年

ヒント
国際人権年。

【応募方法】

件名を「ナンプレ懸賞について」とし、本文に①氏名　②会員番号　③答え　④本誌の感想などを入力し､2022年１月20日（木）までに下記メールアドレスへ応募してください。

抽選で３名様に、３千円相当の景品が当たります。

回答及び当選者は次号に掲載します。

（懸賞応募先メールアドレス　info@hokkaido-csw.or.jp）

【前号の答え】＝１９４８年

※パラリンピックの起源とされている、イギリスのストーク・マンデビル競技大会が開催された年です。

【前号の当選者】

鎌田さやかさん（釧根支部)､沼山大悟さん（釧根支部)､宮下紀江さん（オホーツク支部）以上の３名でした。おめでとうございます！

【事務局からのお知らせ】

７月末にお送りした「会員登録情報の確認」について、
まだお返事をいただいていない方が多数いらっしゃいます。

全会員からのお返事が必要ですので、ご協力をよろしくお願いいたします。